

家庭状況調書 記入要領

2023

A4サイズ用紙に横向きで印刷してください。

学生番号 22M22999

太枠欄は、大学認定のため記入しないでください。

家庭状況調書は、同居・別居を問わず生計を一にする方全員について記入してください。ただし、同居の家族はすべて同一生計とみなします。(同居の祖父母も含まれます。)

- ・就学者以外の生計を一にする家族を記入してください。
- ・主たる家計支持者(父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)の続柄を記入してください。
- ・父又は母が死亡・生別の場合は、氏名欄()とし、その年月等を「特別控除関係」欄に記入してください。
- ・独立生計者の配偶者は、「父」の欄を「妻(夫)」と訂正のうえ記入してください。
- ・無職の場合、職業欄は空欄にせず「無職」と記入してください。(アルバイト収入のある方は無職とはしません。)

- ・「収入状況」欄は、2022年分(1月~12月)の所得を記入してください。ただし、2022年1月以降に転職・就職・開業した場合は、年間の所得見込額を(様式4又は7)により記入してください。
- ・年金は、最新の年額を(様式6)により記入してください。(支払通知書による1回の支払額×年間支払回数=最新の年額)

【前後半期一括申請中の方へ】

- ・後半期において申請内容に変更がない場合のみ、前半期分「家庭状況調書」のコピーの署名欄に署名をし、後半期申請期間内に免除結果通知用封筒とともに学務部学生支援課授業料免除担当窓口(鹿田地区・夜間主は各教務担当窓口)へ提出してください。

【注意】

- ・申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更が生じた場合は、改めて後半期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後半期分の申請がなかったことが後日判明した場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に、変更が生じていた場合の無申請が判明した場合も、免除許可取り消しとなります。
- ※前半期分の申請結果が「不許可」の場合は、前後半期一括申請の対象となりません。

後半期分

授業料免除

(10月1日現)

主たる家計支持者

父

同居の家族は同一生計とします。同居の祖父母等も含まれます。

氏名(フルネーム)	年齢	現在の職業 現在の雇用の開始年月	給与所得の計		給与所得以外の所得(税込)(千円)	
			(税込)(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
オカダイ ハルオ 岡大 春男	23		15		20	
父 岡大 夏男	62	食料品小売業・農 1979年4月~	25		30	
母 (岡大 松子)			35			
姉 岡大 竹子	25	会社員 2016年4月~	45		50	
祖父 岡大 秋男	76	無職(年金受給)	55		60	
祖母 岡大 梅子	73	無職	65		70	

記入しないでください。

年齢・職業、現在の雇用の開始年月も記入してください。

60歳以上で年金が無い場合は、必ず「なし」と記入してください。

区分	続柄	本人(千円)	父(千円)	母(千円)	備考
給与所得(注1)	給料・賃金	380	2,735		
	役員報酬				
	専従者給付金				
	失業給付				
	計	380	2,735		
給与所得以外の所得(注2)	商・工業		2,710		
	農・林・漁業		412		
	家賃・地代				
	利子配当				
	親戚等の援助				
アルバイト	50				
計	50	3,122			

アルバイトでも給与扱いの収入(源泉徴収票があるものなど)は、この欄に記入してください。

(父母ともいない場合の)父母に代わる家計支持者でない場合は、収入を記入しないでください。

その他の職業は、この欄に記入してください。

アルバイトで給与扱いでないものは、この欄に記入してください。

注1 給与所得は、前年1年間の収入金額(源泉徴収票の支払金額等)を記入すること。(千円未満切捨て)
注2 給与所得以外の所得は、前年1年間の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。

※後半期の状況が前半期分と変更のない場合のみ、本紙のコピーの以下の枠内に署名したものを、免除結果通知用封筒とともに、後半期申請期間内に、学務部学生支援課授業料免除担当窓口へ提出してください。

「上記に記載した、私の授業料免除申請に係る資料状況 家族状況 就学状況は、本年度後半期分授業料免除申請においても、変更はありません。」

●2022年分(令和4年分)給与所得の源泉徴収票の例(一部分)

区分	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与	2,735,000	2,151,000	1,907,500	243,500
控除対象配偶者の有無	有			
控除対象配偶者の特別控除の額	0			
扶養親族の数の有無	有			
扶養親族の数の特別控除の額	0			
社会保険料等の金額	275,000			
生命保険料の控除額	50,000			
損害保険料の控除額	3,000			
住宅借入金等特別控除額	0			
配偶者の合計所得			0	
個人年金保険料の金額			0	
長期損害保険料の金額			0	

この欄の金額を「給与所得」欄に記入してください。

●2022年分(令和4年分)の所得税の確定申告書の例(第一表の一部分)

所得金額	金額
事業所得	2710000
農業所得	412000
不動産所得	
利子配当	
給与	
雑所得	
合計	3122000

この欄の金額を「給与所得以外の所得」欄に記入してください。

家庭状況調書 記入要領

本人	通学区分	※115 1:自宅 2:自宅外		前年度奨学金受給額(千円)	
	奨学金受給状況	2023年度	2022年度	117	
就学者 (高校生以上は在学証明書を提出のこと)	続柄	氏名(年齢)	設置区分	学校種別	通学区分
	兄弟	岡大 冬男 (21才)	1:国立	4:大学	1:自宅
	姉妹	岡大 花子 (18才)	2:公立	5:高等専門学校	2:自宅外
		〇〇専門学校 (1年)	3:私立	6:専修学校高等	
		(才)		7:専修学校専門	
特別 除 除 関 係	母子・父子世帯	状況	左欄の状況となった時期		201
	障がい者 のいる世帯	父: 死亡・生別	父: 年 月		20
		母: 死亡・生別	母: 平成 27年 6月		
	長期療養者 のいる世帯	続柄	療養期間	療養種別	療養費年額(円)
		年 月から	※入院・通院・自宅療養		
火災・風水害等の被災世帯	被災年月日	被災内容	被害額(円)		21
大学 認定	家族数	独立生計	生活保護世帯	学力	申請区分
	218	221	222	223	224

自宅通学者及び独立生計者は、「1:自宅」
親戚宅に住む者についても、「1:自宅」
アパートや寮を借りて生活する者は、「2:自宅外」

当年度に受給する奨学金(予約採用を含む)と、昨年度に受給した奨学金の両方について○印を付けてください。(複数回答可)
【日本学生支援機構の奨学金】
貸与・給付それぞれの受給金額を記入してください。

【その他の奨学金】
貸与か給付に○を付け、名称および金額を記入してください。

【就学者】 ページ下段を参照してください。

兄弟等が岡山大学に在学の場合:
学部(研究科)及び学生番号を併記してください。
※兄弟等が独立生計の場合は、欄外へ、その兄弟の学生番号、氏名を記入してください。
(この欄へは記入しないでください。)

父又は母が死亡・生別の場合:
死亡・生別の父又は母を「就学者を除く家族」欄に記入の上、この欄にも記入してください。

障害者手帳や医師の証明により記入してください。
※障害年金の受給の有無についても記入してください。

長期療養者:申請時現在治療中で6か月以上の療養期間を要すると認められる方
長期療養費(特別除除)の希望がある場合は、病院・施設・薬局等に願ひ出て「療養費証明書」(様式10)に記入をしてもらい、証明を受けたものを提出してください。

「療養費証明書」(様式10)での証明を受けられなかった場合は、自身で「療養費証明書」の所定欄に記入し、「診断書」(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等(原本)と領収書(写)等を併せて提出してください。
※特別除除「長期療養者」に記入がある場合は、前後半期一括申請の対象とはなりません。

授業料納期前1年以内に風水害等の災害を受け、前年分確定申告で雑損控除の申告をした場合には、その雑損控除額を世帯の総収入金額から特別除除できます。特別除除を希望する場合は、できる限り確定申告を行ってください。
確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた修繕費等を証明する領収書(写)等が必要となります。保険・損害賠償等で補填された場合は、除除金額から除きます。(修繕費等の全額が除除されるわけではありません。)
政府が指定した大規模・広範囲な災害(激甚災害)により被災をした世帯については、災害から1年以内の免除申請においては1,600,000円、被災から1年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前1年に支出した修繕費等に相当する額が除除されます。(できる限り確定申告を行ってください。)
※「令和2年7月豪雨」、「平成30年7月豪雨」等により、家計支持者が被災し、被災状況が半壊以上であった世帯については、家計評価額の算出において、特別除除により、総収入額を控除します。

【就学者】とは、
小学校・中学校(特別支援学校を含む)、高等学校(通信制・専攻科・別科を含む)、高等専門学校(専攻科を含む)、大学(大学院・別科・専攻科・通信教育部を含む)及び専修学校(高等課程・専門課程)に在学している方をいいます。
水産大学校、農業大学校、職業能力開発大学校、防衛大学校等、専修学校生(一般課程)、研究生、科目等履修生、補習科生、「各種学校」に分類されるもの(予備校・語学学校等)は就学者に該当しません。
ただし、専修学校(専門課程)の認可を受けている農業大学校は就学者に該当します。
※ 前半期分を申請する場合、3月卒業(見込)及び4月入学(見込)の兄弟姉妹等に注意してください。
※ 4月の状況が未定の場合は、見込みの状況を鉛筆書きにし、決定後速やかに届け出てください。